

判決年月日	平成26年3月27日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成25年（行ケ）第10287号		
○ 携帯電話機の意匠について、全体として丸みを帯びた柔らかな印象を与える本願意匠は、本願意匠と比べると全体としてよりシャープかつフラットな印象を与える引用意匠と類似せず、これらを類似とした審決は誤りであるとされた事例。			

（関連条文）意匠法3条1項3号

原告は、本願意匠に係る物品を「携帯電話機」として意匠登録出願をしたが、拒絶査定を受け、これに対し、不服の審判を請求した。特許庁は、本願意匠は引用意匠と類似するから意匠登録を受けることができない、との審決をした。本件は、原告が本件審決の取消しを求める事案である。なお、本願意匠は具体的にはスマートフォンに関するものである。

本判決は、概要、以下のとおり判示し、本願意匠は引用意匠と類似しないと判断して、本件審決を取り消した。

物品の性質、用途、使用方法に照らすと、需要者がスマートフォンを観察する際には、意匠全体の支配的な部分を占める全体の形状、及び一見して目に入り、かつ、操作の際に最も使用頻度が高いものと考えられるタッチパネル画面や機能キーを含めた正面視の形状、並びにこれらのまとまりが最も注意を惹く部分であるということができる。

そして、本願意匠と引用意匠は、全体形状及び正面視の形状において、審決の認定した共通点(A)ないし(E)において共通しているが、本願意匠は、全体の形状において、審決の認定した相違点(ア)に係る、ごく僅かに正面が凹面、背面が凸面をなし、側面視でごく緩やかな円弧状を呈する略湾曲板形状であり、筐体正面の四隅を曲率半径のやや大きな隅丸とし、上下辺はともにごく緩やかに円弧状に膨らむ曲線であり、正面周囲枠は、平底面視及び左右側面視すると、正面側にごく僅かに窄まっている形態を有している。そして、これらの形態により、全体として丸みを帯びた柔らかな印象を与えるものであるということができる。

これに対し、引用意匠は、正面が平坦面、背面も周辺部を除く大部分が正面と平行な平坦面をなす、平板形状であり、筐体正面の四隅を曲率半径のやや小さな隅丸とし、上下辺はとも直線であり、正面周囲枠は、この筐体周囲の平坦面外周よりごく僅かに内側に細縁状に設けられた形態を有している。そして、これらの形態により、本願意匠と比べると、全体としてよりシャープかつフラットな印象を与えるものということができる。

そうすると、本願意匠は、上記の相違点に係る形態において看者に異なる美感を与えており、全体としてみても上記共通点から生じる印象に埋没するものではないというべきである。したがって、本願意匠は、引用意匠に類似するということとはできない。